

(表3) 本事業の経過と追加業務

| 時期      | 実施内容 (注)  |
|---------|---|
| 令和4年4月  | 契約締結  |
| 令和4年5月  | 事業所向けグループワーク・セミナー開始、事業所向け加送付、ハローワークへのチラシ配架、区市町村へのチラシ配架  |
| 令和4年6月  | HP開設、参加者へのカウンセリング・就業マッチング開始、インターネットセッション開始、参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、チラシの配布、求人広告掲載、求人広告掲載、プレスリリース配信、交通広告  |
| 令和4年7月  | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、区市町村へのチラシ配架・事業説明等、協議会等の施設への事業説明等、求人広告掲載、郵便局へのポスター掲載                             |
| 令和4年8月  | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、転職イベント、区市町村へのチラシ配架・事業説明等、求人広告掲載   |
| 令和4年9月  | 地域別の参加者向け説明会の開始、参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、転職イベント、セッションでの参加者募集イベント、区市町村へのチラシ配架・事業説明等、協議会等の施設への事業説明等、求人広告掲載 |
| 令和4年10月 | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、セッションでの参加者募集イベント、ハローワークへのチラシ配架・事業説明等、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載                       |
| 令和4年11月 | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、転職イベント、セッションでの参加者募集イベント、ハローワークへのチラシ配架・事業説明等、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載                |
| 令和4年12月 | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載  |
| 令和5年1月  | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載  |
| 令和5年2月  | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載  |
| 令和5年3月  | 参加者向け事業説明会、事業所向け事業説明会、WEB広告、求人広告掲載、求人広告掲載、求人広告掲載  |

(注) 網掛けは追加実施された業務。「参加者」はインターネットの参加者又は参加希望者を指す。

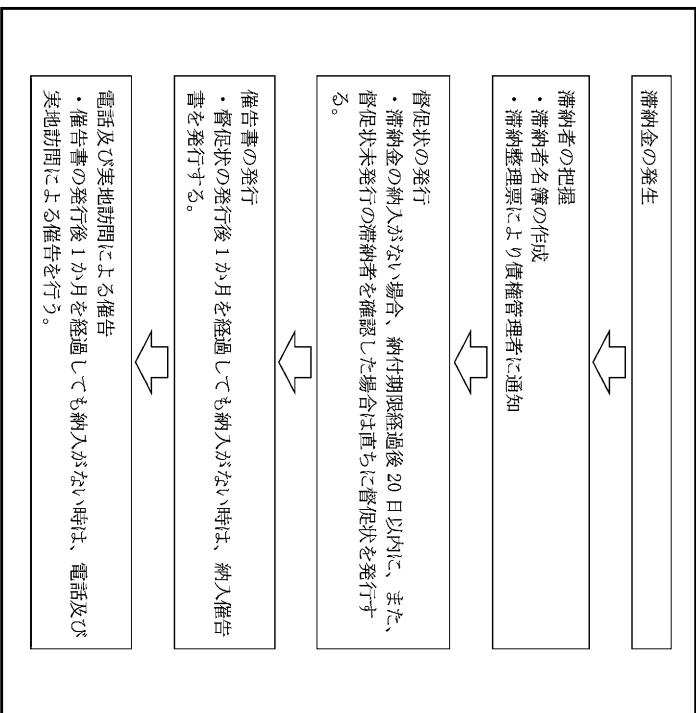
2 指前事項 (歳入)

(2) 滞納整理について

局は、局及びその事業所が所管する債権の管理の適正を期するため、統一的な事務処理基準である福祉保健局債権管理事務処理要綱 (以下「要綱」という。) を定めている。  
要綱では、債権管理の事務を所管する課長が債権に適した個別マニュアルを作成することとしており、北療育医療センター及び府中療育センターは滞納整理事務処理マニュアル (以下「マニュアル」という。) を定めている。

マニュアルにおける、滞納金発生から催告までの滞納整理事務の流れは次の図のとおりとなっている。

(図) マニュアルにおける滞納金の発生から催告までの流れ



同センターのマニュアルが適正に定められているか、また同センターにおける滞納金の事務処理が要綱及びマニュアルに基づいて実施されているか見たところ、以下のとおり適正でない事例が見受けられた。

ア 取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの  
要綱では、表4のとおり債権を3種類に区分しており、区分ごとに、督促を行った場合における延滞金または損害賠償金の手続について定めている。

しかしながら、両センターは表4の債権を3種類とも取り扱っているにもかかわらず、両センターのマニュアルでは区分Ⅰの債権に係る延滞金の手続について定めおらず適正でない。両センターは、取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定められたい。

(福祉局)

イ 滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの

府中療育センターにおける窓口収納料以外の使用料や診療費等に係る滞納状況について見たところ、マニュアルでは、納付期限を超過している滞納者については、滞納者名簿及び滞納整理表を作成することとなっているが、表5の滞納者B及びCについては、監査日（令和5年5月19日）現在、滞納者名簿及び滞納整理表が作成されておらず適正でない。

両センターは、滞納者名簿及び滞納整理表の作成を適正に行われたい。

(福祉局)

ウ 督促状の発行を適正に行うべきもの

マニュアルでは、納付期限超過後20日以内に、また督促状未発行の滞納者を確認した場合に直ちに、督促状を発行することと定めている。

両センターの督促状の発行について見たところ、府中療育センターでは表5の滞納者A及びDに対して、北療育医療センターでは表6の滞納者全てに対して、督促状を発行すべきであるにもかかわらず、督促状を発行していなかった。

両センターはマニュアルに基づいて督促状の発行を適正に行われたい。

(福祉局)

エ 納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの

マニュアルでは、納入者の死亡、その他の事由によって納入者が欠けたときは、その相続人または扶養関係者に対して納入の催告を行うこととされている。

表6のEは平成31年1月に死亡退院しているにもかかわらず、北療育医療センターは納入義務者の変更及び催告を行っておらず適正でない。

両センターは、納入義務者の変更及び催告を適正に行われたい。

(福祉局)

オ 滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの

表6の滞納者Gに係る滞納金については、診療の際に自賠責保険が適用されることをGから申告を受けて、北療育医療センターが自賠責保険を取り扱っている保険会社へ確認し、保険会社から納入される条件であることが明らかになっている。

そのため、本来の債務者は自賠責保険を取り扱っている保険会社となる。

しかしながら、令和3年5月分から同年7月分までが滞納の状態となっているのは、Gが保険会社へ必要書類を監査日（令和5年5月23日）現在、いまだに提出していないことによるものである。

両センターは、これらの状況を把握しているにもかかわらず、Gに対して保険会社へ必要書類を提出するよう働きかけを一切行っていないことは適切でない。

両センターは、滞納金の解消に向けた対応を適切に行われたい。

(福祉局)

(表4) 債権の区分

| 区分 | 内容  | 性質                    | 債権の例    |
|----|---|-----------------------|---------|
| Ⅰ  | 地方自治法第231条の3第3項に規定する債権                    | 公債権のうち強制徴収により徴収する債権   | 雇用保険料   |
| Ⅱ  | 地方自治法第231条の3第1項に規定する債権から区分Ⅰに該当する債権を除いたもの  | 公債権のうち強制徴収により徴収できない債権 | 行政財産使用料 |
| Ⅲ  | 地方自治法第240条第1項に規定する債権から区分Ⅰ及びⅡに該当する債権を除いたもの | 私債権                   | 診療報酬    |

(表5) 府中療育センターにおける使用料や診療費等の私債権に係る滞納状況 (単位：円)

| 滞納者 | 滞納金額    | 備考                     |
|-----|---------|------------------------|
| A   | 192,480 | 滞納は令和4年3、4、5、6、8、9月分   |
| B   | 110,660 | 滞納は令和4年8、9月分、令和5年1、2月分 |
| C   | 89,280  | 滞納は令和4年11月分～令和5年2月分    |
| D   | 102,780 | 滞納は令和4年11、12月分         |

(表6) 北療育医療センターにおける使用料や診療費等の私債権に係る滞納状況 (単位：円)

| 滞納者 | 滞納金額    | 備考                                   |
|-----|---------|--------------------------------------|
| E   | 51,730  | 滞納は平成30年11月分～平成31年1月分<br>平成31年1月死亡退院 |
| F   | 179,770 | 滞納は令和2年7月分～令和5年3月分                   |
| G   | 42,762  | 滞納は令和3年5月分～同年7月分<br>自賠責保険が適用される案件    |
| H   | 7,741   | 滞納は令和4年4月分                           |
| I   | 15,370  | 滞納は令和4年4月分、令和5年2月分～令和5年3月分           |
| J   | 75,920  | 滞納は令和4年12月分～令和5年3月分                  |

( 歳出 )  
 ( 3 ) 医 事 業 務 等 委 託 契 約 に お け る 事 業 評 価 を 適 正 に 実 施 す べ き も の  
 福 祉 保 健 局 は、「 医 事 業 務 等 へ の 競 争 入 札 準 入 に 関 す る 検 討 結 果 の と り ま と め ( 平 成 1 3 年 7 月 ) 」  
 に よ り、 局 内 事 業 所 の 医 事 業 務 等 に 係 る 契 約 方 法 に つ い て 考 え 方 を 示 し て い る。  
 そ の 中 で、 当 該 契 約 の 締 結 に つ い て は、「 病 院 と し て の 人 の 生 命 に 係 る 業 務 委 託 で あ る こ と か ら、  
 経 済 性 を 加 味 し な が ら も、 繼 続 性 ・ 安 定 性 も 重 視 す る 必 要 が あ る 」 と の 事 情 に 鑑 み、「 高 度 に 専 門 的  
 な 知 識 を 要 す る 業 務 委 託 並 び に 履 行 不 良 が 患 者 の 診 療 ・ 生 命 に 影 響 す る 業 務 委 託 に つ い て は、 特 命  
 随 意 契 約 と す る こ と も 可 能 」 と し た。  
 具 体 的 な 契 約 方 法 と し て は、 初 年 度 に 競 争 入 札 を 行 い、 次 年 度 以 降 5 年 目 ま で 特 命 随 意 契 約 を 行  
 う ( 以 下 「 5 年 ルール 」 と し て ) が、 契 約 に 当 た っ て は、 毎 年 履 行 状 況 の 評 価 ( 以 下 「 事 業 評 価 」  
 と し て ) を 行 う こ と に よ っ て 特 命 理 由 を 明 確 に す る 必 要 が あ る と し て い る。  
 と こ ろ で、 5 年 ルール を 適 用 し て い る 業 務 に 係 る 契 約 は、 局 全 体 で 1 4 件 ( 契 約 金 額 合 計 3 億  
 4, 3 5 3 万 余 円 ) で あ る が、 事 業 評 価 の 実 施 状 況 に つ い て 確 認 し た と こ ろ、 表 7 の と お り、 多 摩  
 總 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー、 北 療 育 医 療 セ ン タ ー 及 び 同 域 北 分 園 に お け る 契 約 合 計 7 件 ( 契 約 金 額  
 合 計 1 億 9 8 4 万 余 円 ) に つ い て、 事 業 評 価 書 を 作 成 し て い な い こ と が 認 め ら れ た。  
 同 セ ン タ ー 及 び 分 園 は、 5 年 ルール の 適 用 に 当 た っ て 必 要 な 事 業 評 価 を 適 正 に 実 施 さ れ た い。  
 ( 福 祉 局 )

( 表 7 ) 5 年 ルール に よ る 契 約 に お い て 事 業 評 価 書 の 作 成 が な い も の

( 単 位 : 円 )

| 事業所名               | 項 番 | 件 名                        | 契 約 金 額       | 契 約 期 間                     | 入 札 年 度 |
|--------------------|-----|----------------------------|---------------|-----------------------------|---------|
| 多摩総合精神保健<br>福祉センター | 1   | 東京都立多摩総合精神保健福祉センター医事業務等委託  | 7, 940, 064   | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 3    |
|                    | 2   | 東京都立北療育医療センター<br>病棟事務委託    | 8, 349, 000   | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 元    |
|                    | 3   | 東京都立北療育医療センター<br>病棟作業委託    | 7, 619, 040   | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 元    |
|                    | 4   | 東京都立北療育医療センター<br>中央材料室業務委託 | 8, 923, 200   | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 元    |
|                    | 5   | 東京都立北療育医療センター<br>調理等業務委託   | 62, 982, 903  | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 元    |
|                    | 6   | 東京都立北療育医療センター<br>通所作業委託    | 2, 344, 320   | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 令和 3    |
|                    | 7   | 東京都立北療育医療センター<br>城北分園      | 11, 687, 280  | 令和 4. 4. 1 ~<br>令和 5. 3. 31 | 平成 30   |
| 合 計                |     |                            | 109, 845, 807 |                             |         |

( 注 1 ) 入 札 年 度 : 5 年 ルール の 起 点 と な っ た 入 札 が 行 わ れ て 契 約 が 履 行 さ れ た 年 度

( 注 2 ) 各 業 務 の 主 な 内 容

- 医 事 業 務 …… 医 療 事 務 ( 受 付 ・ 案内、 診 療 報 酬 等 請 求、 診 療 記 録 の 管 理 )
- 病 棟 事 務 …… 病 棟 に お け る 会 計 伝 票 の 整 理、 物 品 等 の 請 求 補 助
- 病 棟 作 業 …… 病 棟 に お け る シュー、 タオル 等 交 換 ・ 補 充、 消 毒 液 の 交 換、 消 毒
- 中 央 材 料 室 業 務 …… 中 央 材 料 室 に お け る 医 療 器 具 の 洗 浄、 消 毒、 滅 菌
- 調 理 等 業 務 …… 利 用 者 に 提 供 す る 食 事 の 調 理 ・ 給 食 盛 付 ・ 配 膳 業 務
- 通 所 作 業 …… 重 症 心 身 障 害 者 の 生 活 介 護 サ ー ビ ス ( 通 所 事 業 ) に 係 る 業 務

(繰出)

(4) 委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの

府中療育センターは、センターにおける衣類、リネン類等の洗濯及び縫製業務を行うことを目的として、表8のとおり、「東京都立府中療育センター洗濯業務委託」契約を締結している。

本委託業務は、受託者がセンター地下1階にある洗濯室に従業員を派遣して行うものであることから、入札の実施に当たっては、仕様書に記載の予定数量は、入札参加者が、事業に要する人員の規模及び入札金額を決定するための重要な情報となるため、実績に近い数量とする必要がある。

ところで、仕様書に規定する予定数量に対する実績の割合（以下「執行率」という。）を見たところ、表9のとおり、洗濯業務が、約6割から7割程度、縫製業務が、約4割から6割程度の水準で推移していることが認められた。

執行率が上記の水準で推移しているにもかかわらず、令和4年度及び令和3年度の予定数量についても実績に近い数量となっていないことについて、センターは、新型コロナウイルスの感染状況が増加方向に変化することが市中の状況により予見されたため、感染症患者による洗濯の増加数として当初から見込むこととしたとしている。

しかしながら、コロナの渦中である令和2年度及び令和3年度の実績を見ると、表9のとおり、令和3年度は70.3%、令和2年度も61.2%という状況となっており、執行率におけるコロナによる影響は特段認められない。

また、センターは、コロナの状況を踏まえて「感染症発生による洗濯の増加数」について、具体的に把握しておらず、「市中の状況により予見」した結果、なぜ令和4年度の予定数量としたかの積算の根拠が不明となっており適切でない。

実績数量が予定数量とかけ離れる状況が続く場合、受託実績のある事業者にとって、入札に当たって実際の業務量を踏まえた金額を見積もることが可能となり、受託実績のない事業者に対して、有利に入札に臨むことが可能となるなど、公正な入札実施の妨げとなること懸念される。

センターは、仕様書に記載の予定数量は、入札参加者が、入札金額等を決定するために重要な情報であること、受託実績の有無にかかわらず公正な入札を行うべきであることを踏まえ、実績に近い数量とするなど、委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行われたい。

(福祉局)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名               | 契約期間             | 契約金額       |
|--------------------|------------------|------------|
| 東京都立府中療育センター洗濯業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 30,509,424 |

(表9) 執行率の推移

(単位：円、点、%)

| 年度                  | 令和4        | 令和3        | 令和2        | 令和元        | 平成30       |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 契約金額                | 30,509,424 | 29,620,800 | 29,040,000 | 27,068,580 | 26,280,180 |
| 受託者                 | K          | K          | K          | K          | K          |
| 洗濯<br>（おむつ除く。）      | 1,721,700  | 1,722,550  | 1,982,300  | 1,982,300  | 1,985,000  |
| 実績数量<br>（おむつ除く。）    | 1,175,348  | 1,210,136  | 1,213,457  | 1,323,883  | 1,370,184  |
| (注) 執行率<br>（おむつ除く。） | 68.3       | 70.3       | 61.2       | 66.7       | 69.0       |
| 予定数量                | 700        | 700        | 600        | 600        | 600        |
| 縫製<br>実績数量          | 316        | 400        | 368        | 338        | 372        |
| 執行率                 | 45.1       | 57.1       | 61.3       | 56.3       | 62.0       |

(注) 令和2年度に布おむつを紙おむつに切り替えたことによる洗濯数量の変動があったことから、おむつを除いた数量を比較した。

(繰出)

(5) 業務委託契約における概算払の精算を適正に行うべきもの

西多摩福祉事務所は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、困窮の状態に応じた包括的かつ継続的な相談及び支援により、困窮状態から早期に脱却することを目的として生活困窮者自立支援事業を行っており、表10の契約のとおり、業務を委託している。

本契約の委託料は、契約で定めている人件費等の固定金額と実績に応じて確定させる福祉専門職による支援等に係る費用の変動金額とで構成されており、委託料の支払は固定金額と変動金額とを合わせて四半期ごとに概算払により行っている。

また、本契約は、契約締結後、国の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度の期間延長に伴う業務量の増加により、第2四半期以降の固定金額部分について増額の契約変更を行っている。

ところで、概算払の支出及び精算について見たところ、表11のとおり、第2四半期において、支出時には増額後の適正な金額を支出しているが、精算時には、受託者が誤って増額前の金額を精算書に記載しており、所は誤りに気づかなかつたため、精算不要である固定金額の部分を減額し、精算していることが認められた。その結果、精算（繰越）額は、事業期間終了後に受託者から返還を受けたため、監査日（令和5年5月23日）現在、委託料として支出すべき19万8千円が支払われないままとなっており、適正でない。

所は、業務委託契約における概算払の精算を適正に行われたい。

(福祉局)

(表10) 契約の概要 (単位：円)

| 契約件名                              | 契約期間             | 契約金額 (変更後) |
|-----------------------------------|------------------|------------|
| 令和4年度東京都西多摩福祉事務所生活困窮者自立支援事業業務委託契約 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 41,472,880 |

(表11) 第2四半期の支出額及び精算 (繰越) 額 (単位：円)

| 区分          | 概算払支出額     | (正) 本来の精算処理 | (脚) 実際の精算処理 |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 固定金額部分      | 9,099,270  | 9,099,270   | 8,919,270   |
| 変動金額部分      | 391,230    | 68,940      | 68,940      |
| 小計          | 9,490,500  | 9,168,210   | 8,988,210   |
| 消費税         | 949,050    | 916,821     | 898,821     |
| 合計          | 10,439,550 | 10,085,031  | 9,887,031   |
| 前期繰越額       | 430,353    | -           | -           |
| 総計          | 10,869,903 | -           | -           |
| 精算 (繰越) 額   |            | 784,872     | 982,872     |
| 過少となっている委託料 |            |             | 198,000     |

(その他)

(6) AEDの管理を適切に行うべきもの

中部総合精神保健福祉センターは、自動体外式除細動器 (以下「AED」という。) を平成29年3月に購入し、設置している。

AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器として、厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬食品局長が通知 (注) を出している。

通知では、日常点検の実施、表示パネルによる消耗品の管理等をAEDの設置者等が行うべき事項等としている。

しかしながら、センターはAEDの日常点検を実施していないことに加え、表示パネルには消耗品の交換時期 (電極パッド (令和元年5月) とペンタリ (令和3年3月)) が記載されているにもかかわらず、平成29年に購入後、一度も交換されず、使用時に正常に動作しないおそれがある状態となっている。このことは、通知によるAED設置者の責務を果たしておらず、適切でない。

センターは、AEDの管理を適切に行われたい。

(福祉局)

(注) 「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」 (平成21年4月16日医政発第0416001号及び薬食発第0416001号) (平成25年9月27日付医政発0927第6号及び薬食発0927第1号により再周知されている。)

保健医療局

1 指簡事項  
(歳入)

(1) 徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第8号。以下「規則」という。）第23条第1項では、歳入徴収者は歳入の調定をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させなければならないと規定されている。ただし、徴収事務委託に係る歳入については、同項ただし書きにより、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月の初日から5日（休日は、期間に算入しない。）以内に登録させることができるとされている。また、規則第23条第2項では、前項ただし書に規定する歳入で、期間内に登録をすることが困難なものについては、会計管理者と協議の上、当該登録の期限を変更することができるとされている。東京都立心身障害者口腔保健センター及び東京都リハビリテーション病院は指定管理者制度を導入している施設で、施設に係る使用料等は指定管理者に徴収事務が委託されている。医療政策部は、それぞれの施設の指定管理に係る協定で、毎月の使用料の調定額等を取りまとめ所定の報告書により翌月5営業日までに部に通知するよう定めており、部は、指定管理者から通知された報告書に基づき、調定額等の登録を行っている。

部において、これらの歳入について見たところ、表1のとおり、いずれも規則で定める期間内から恒常的に調定額等の登録が遅延し適正でない状況が認められた。このことについて部へ確認したところ、そもそも指定管理者の徴収事務委託に係る報告書が協定で定める期間内に部へ通知されていないことも、この登録が遅延している理由の一つであるとのことであった。

部は、指定管理者を指導するとともに、徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直されたい。

(保健医療局)

(表1) 令和4年度における徴収事務委託に係る調定額等の登録状況の事例（窓口収納分）

(単位：円)

| 区分   | 規則に基づく財務会計システムへの登録期限 | 東京都立心身障害者口腔保健センターの財務会計への登録日 | 調定金額      | 部の財務会計への登録日 | 調定金額       |
|------|----------------------|-----------------------------|-----------|-------------|------------|
| 4月分  | 令和4.5.12             | 令和4.9.06                    | 1,052,240 | 令和4.6.21    | 19,332,475 |
| 5月分  | 令和4.6.7              | 令和4.11.01                   | 1,450,580 | 令和4.6.29    | 17,118,790 |
| 6月分  | 令和4.7.7              | 令和4.11.14                   | 1,321,800 | 令和4.8.29    | 19,606,439 |
| 7月分  | 令和4.8.5              | 令和4.12.14                   | 1,070,470 | 令和4.9.06    | 23,021,055 |
| 8月分  | 令和4.9.7              | 令和4.12.14                   | 1,272,740 | 令和4.10.18   | 22,230,525 |
| 9月分  | 令和4.10.7             | 令和4.12.14                   | 993,700   | 令和4.10.28   | 15,802,777 |
| 10月分 | 令和4.11.8             | 令和4.12.14                   | 1,146,060 | 令和4.12.22   | 18,024,803 |
| 11月分 | 令和4.12.7             | 令和4.12.27                   | 1,119,181 | 令和5.1.18    | 22,664,187 |
| 12月分 | 令和5.1.12             | 令和5.1.17                    | 1,542,570 | 令和5.1.24    | 19,596,402 |
| 1月分  | 令和5.2.7              | 令和5.3.1                     | 916,730   | 令和5.2.20    | 17,330,437 |
| 2月分  | 令和5.3.7              | 令和5.3.28                    | 1,165,570 | 令和5.4.10    | 22,018,857 |
| 3月分  | 令和5.4.7              | 令和5.5.1                     | 1,400,780 | 令和5.4.17    | 20,044,483 |

(歳出)

(2) 電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの

健康安全研究センターでは、都内で流通する食品の試験検査等を行うため、3つの部署で電子天びんを所有し、その校正作業を表2のとおり、委託契約に行っている。

これらの契約について見たところ、それぞれの予定価格が50万円未満であるため、1者のみの見積りで契約されている。

しかしながら、①契約日及び契約相手方が同一であり、②作業実施日が同日又は近接した日で実施され、③特定の委託者しか作業できないものではないことから、一括して契約を行うべき案件であり、発注部署ごとに分割して随意契約を行っていることは適切でない。

予定価格が50万円以上ならば、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の規定に基づき、複数者による競争見積りとする一方で、契約金額の低減が期待できる。センターは、電子天びんの校正業務委託を一括して契約されたい。

(保健医療局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

| 項番 | 契約件名      | 契約日       | 校正作業日        | 履行期限     | 契約金額    | 発注部署     | 契約の相手方 |
|----|-----------|-----------|--------------|----------|---------|----------|--------|
| 1  | 電子天秤の校正委託 | 令和4.10.12 | 令和4.11.25    | 令和5.3.31 | 177,925 | 食品添加物研究科 | A      |
| 2  | 電子天秤の校正委託 | 令和4.10.12 | 令和4.11.24、25 | 令和5.3.31 | 295,075 | 食品成分研究科  |        |
| 3  | 電子天秤の校正委託 | 令和4.10.12 | 令和4.11.24    | 令和5.3.31 | 323,125 | 残留物質研究科  |        |

(繰出)

(3) 機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの

広尾看護専門学校では、表3のとおり、事故、火災、盗難を防止すること等を目的として機械警備委託契約を締結している。

ところで、本契約に係る鍵等の管理状況について見たところ、特記仕様書に「ICカード等は委託者に10枚支給すること」と定めているが、監査日(令和5年5月16日)現在、総鍵は不明であるが、委託者である学校が20枚保有していることが認められた。

また、仕様書に「委託者は警備に必要な鍵を受託者に預託する。預託するに当たり、預かり書を提出すること。」と定めているが、監査日現在、預かり書の提出が確認できなかった。

このようなICカード及び鍵の管理状況は、防犯上の観点から適切でない。学校は、機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行われたい。

(保健医療局)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名               | 契約期間             | 契約金額      |
|--------------------|------------------|-----------|
| 東京都立広尾看護専門学校機械警備委託 | 令和4.4.1～令和6.3.31 | 年額701,244 |

産 業 労 働 局

1 指 摘 事 項

(繰出)

(1) Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの

観光部は、表1のとおり、「統計データベースサイト(仮称)(注)の構築・運用保守業務委託契約」について、総合評価方式により契約相手方を選定し、契約している。その仕様書等を確認したところ、条件の一部として表2のとおり、

- ① 統計サイトの構築は令和4年10月末までに完成させること
- ② サイト公開前にテスト公開を行い、一般利用者を対象とした操作の確認及びヒアリングを実施すること
- ③ 毎月、グラフ等の閲覧数、データダウンロード数等の把握による効果測定を行い、都へ報告すること

が定められている。

これらの仕様内容の履行状況を確認したところ、以下の状況が認められた。

ア サイトの構築時期の遅延

サイトの構築は、仕様書上、10月末を期限としているが、都側から提供した元データの誤りと受託者によるデータ編集の誤りにより、サイトの本格実施が12月19日に延期となった。

イ ユーザーテストの被験者

ユーザーテストの被験者は、仕様書上、一般利用者を対象としていたが、事業担当外の部職員を対象として実施していた。

ウ 都側から提供した元データの誤りによる作業増加の影響

都側から提供した元データの誤りによる作業増加(データ修正)の影響により最終的なリリースが12月となることも踏まえ、効果測定の報告を最後にまとめる等の変更をした。

上記のように、仕様内容の変更が生じた場合には、契約変更の手続を行う必要がある。

しかしながら、部は、こうした変更状況があるにもかかわらず、少なくとも協議及び承諾の書面の取り交わし等の契約変更手続を行う必要がありながら、これを行っていないことは適正でない。部は、Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行われたい。

(産業労働局)

(注) データベースサイトとは複数のデータをまとめて一覧表示するサイトのこと。

本契約対象は現在、「東京都観光データベースサイト」という名称で運用されている。

(表1) 契約の概要

| 契約件名                                     | 契約期間             | 契約金額       |
|--|------------------|------------|
| 令和4年度統計データダブユニコードサイト<br>(仮称)の構築・運用保守業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 37,994,562 |

(単位：円)

(表2) 仕様書内容と履行状況 (抜粋)

| 番号 | 項目       | 仕様書の内容   | 履行状況   | 理由・問題点  |
|----|----------|--|--|---|
| 1  | サイトの構築時期 | 令和4年10月末までに完成                                  | 令和4年12月19日に遅延した。                                   | 都側と受託者それぞれのデータ誤りによる。  |
| 2  | ユーザーテスト  | ・サイト公開前にテスト公開を行い、一般利用者を対象とした操作の確認及びヒアリングを実施する。 | ・テスト公開は実施せず、当該事業を担当しない部職員を対象として実施した。               | —   |
| 3  | 効果測定     | ・毎月のグラフ等の閲覧数、データダブユニコード等の把握による効果測定を都へ報告する。     | ・毎月ではなく、3月にまとめて報告した。<br>・各月の速報値としてサイト閲覧件数程度の報告をした。 | ・誤データ修正による作業の増加費用との相殺のため<br>・サイトの構築時期の遅延により、毎月の報告、解析の意義が薄れたため |

(注) (抜出)

(2) 警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの  
島しょ農林水産総合センターは、港湾局が所有する東京港管理事務所日の出入舎に事務所が所在しており、港湾局と協定を締結し、庁舎建物及び付属設備の保守管理・警備業務委託に係る必要な経費の予算措置、契約、支払を産業労働局が行うことになっている。

このため、センターは、庁舎の警備保安委託を表3のとおり締結している。

この契約では、庁舎警備業務、来庁者受付業務（以下「警備」という。）及び電気・機器設備運転監視業務（以下「運転監視」という。）について委託をしている。この契約について見たところ、以下の問題点があった。

ア 警備巡回回数・記録について  
仕様書上、庁舎内の巡回については1階から4階及び庁舎駐車場及び庁舎周辺を行うことを求めているが、巡回回数が定められていない。また、業務日報の記録からは、1階・庁舎敷地の一部、非常階段以外の実施状況が確認できない。

イ 運転監視・日常点検業務の実績報告、履行確認について  
運転監視の仕様内容は表4のとおりであり、運転監視・日常点検業務は、財務局が定める都の維持保全業務標準仕様書を引用して示し、一部、内容を追加したものとなっている。

その点検項目について見たところ、エレベーター以外の確認対象については業務日誌等の記録がなく、履行を確認することができない。エレベーターについても、業務日誌において確認したことのみ記録されているが、確認内容は記載されていない。

ウ 契約対象の範囲について  
業務日誌には、「AHU（エアハンドリングユニット）（注）他」について運転時間の記録の記載がある。しかしながら、仕様書上、「対象となる設備機器の主要なものは、別紙『設備概要』による。」となっているが、主要設備としてAHU等が示されていないにもかかわらず、運転管理を行っている。

このような状況は、仕様書上、作業報告について「運転監視について、設備の異常を発見したときは、直ちに適切な処置を行って事故発生を防止し、速やかに保全監督員に報告すること。」としているのみであり、点検記録等の報告を定めていないこと等、仕様書の内容に不十分・不正確な点があることに起因しており、センターは仕様内容を改める必要がある。また、契約の適正な履行が確認できない状況であるにもかかわらず、検査を合格として委託料を支払っていることは適正でない。

センターは、警備保安委託の点検記録の報告が適切に行われるよう仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行われない。

(産業労働局)

(注) 外部熱源設備から供給される冷水・温水・蒸気等を用いて、空気の温度・湿度を調節して部屋へ供給する、比較的大きな一体型の空気調和機をいう。

(表3) 契約の概要

| 契約件名                          | 契約期間             | 契約金額      |
|-------------------------------|------------------|-----------|
| 令和4年度 東京港管理事務所日の出入舎警備保安管理業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 4,818,000 |

(単位：円)

(表4) 庁舎管理業務仕様内容

| 業務項目        | 対象設備機器等         | 内容 (注2)  |
|-------------|-----------------|--|
| 運転監視・日常点検業務 | 電気設備            | 維持保全業務標準仕様書3.2.2<br>受変電設備                                  |
|             | 機械設備            | 維持保全業務標準仕様書3.2.3<br>電灯・動力設備<br>空調関連機器                      |
|             |                 | 維持保全業務標準仕様書3.3.6<br>給排水衛生関連設備<br>必要に応じてポンプなど機器に潤滑油等の給油を行う。 |
|             |                 | 維持保全業務標準仕様書3.3.9<br>昇降機                                    |
| 衛生管理業務      | 排水設備            | 維持保全業務標準仕様書3.5.1<br>警報装置                                   |
| 光熱水費使用      | 飲料水関係           | 残留塩素測定、PH測定<br>1回/週  |
| 料検針         | 電気、水道、一般ガス、中圧ガス | 検針を行う。<br>1回/日   |

(注) 維持保全業務標準仕様書とは、財務局が定めたものであり、仕様書に定める維持保全業務に関する項目ごとの標準となる点検内容を示したものである。



（歳出）

（3）建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの

多数の者が使用し、又は利用する建築物（以下「特定建築物」という。）（注1）の所有者は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者（以下「技術者」という。）を選任しなければならない（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「法」という。）第6条第1項）。

選任された技術者の職務は、特定建築物の環境衛生上の維持管理に関する業務を全般的に監督することであり、法第6条第2項によれば、特定建築物の維持管理をする者は、技術者の意見を受けたときは、その意見を尊重しなければならないとされている。

中央・城北職業能力開発センター及び同板橋校は特定建築物に該当していることから、環境衛生上の維持管理について確認したところ、次の状況が認められた。

ア センター及び校における、他の委託で実施している建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく点検（以下「12条点検」という。注2）の結果、表5のとおり、それぞれ吐水口空間が確保されていないこと（注3）や管の隙間への処置がされていないことについて複数回にわたり指摘を受けているにもかかわらず、監査日現在（センターは令和5年5月12日、校は令和5年5月16日）、対策を講じていないため適正な状況になく速やかな対策を行う必要がある。

イ センターが、表6の環境衛生業務委託契約において、選任した技術者の業務内容に関する各月の打合せ記録を見たところ、12条点検等の、他の受託者が実施した環境衛生に関する検査等の結果については、個々の検査等の名称が示されずに一括して「問題がなかった。」とのみ記載されており、センターが、どのような検査等の結果を技術者に示し、それについて、技術者から監督・指示を受けているか確認ができない。

以上のような状況が認められたことから、センターは、受託者に対し適正な履行を求めたいとは言えない。また、校では、技術者の選任を行って適正でない。

センター及び校は、建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行われたい。

（産業労働局）

（注1）百貨店、学校など建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物

（注2）不特定多数の人が利用する特定建築物については、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の作動不良などにより、大きな事故等が発生するおそれがあることから、事故等を未然に防ぎ建築物等の安全性や適法性を確保するため、建築基準法第12条において、専門の技術者（一般建築士等）により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告することが定められている。

（注3）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第2号において、

排水槽類については、飲用に適さない水が飲用系統の方へ負圧により逆流することを防止するための措置を講じる必要がある。

吐水口空間の確保とは、これらの貯水槽類の水面と、補給する飲用系統の水栓の開口部との間に、空間を確保することであり、逆流防止の最も確実な手段である（東京都健康安全研究所センター「ビル衛生管理に関するQ&A」2給水・給湯管理）。

（表5）12条点検の指摘事項

| 組織                 | 指摘事項  |
|--------------------|---|
| 中央・城北職業能力開発センター    | 平成30年度から、屋上の消防用高架水槽、冷温水膨張タンク、給湯減圧水槽の全てについて吐水口空間がない。 |
| 中央・城北職業能力開発センター板橋校 | 令和3年度から、高架水槽の管の隙間への処置がされていない。                       |

（表6）契約の概要

| 契約件名            | 契約期間             | 契約金額    |
|-----------------|------------------|---------|
| 令和4年度環境衛生管理業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 800,800 |

（単位：円）

（歳出）

（4）LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの

農業振興事務所は、とうきょう元気農場集出荷施設において、表7のとおり、LED電灯に交換する契約を行っている。

なお、契約の相手方は、3者から見積書を徴取して決定している。

ところで、この契約の内容を確認したところ、設置するLED電灯の規格について、仕様書では、「防湿形高温用」としていたが、見積書を提出した3者のうち受注者のみが「防湿型・防雨形」で見積書を提出しており、納品されたLED電灯の商品説明書や工事写真等を見ても、防湿形高温用ではなく、防湿型・防雨形が設置されていることが認められた。

所が、仕様書と異なる内容の見積書の提出を受け、仕様書に定めた性能を満たしていないにもかかわらず、価格のみで判断し、契約の相手方として決定したことは適正ではない。

所は、LED照明設置工事における契約手続を適正に行われたい。

（産業労働局）

（表7）契約の概要

| 契約件名                      | 契約期間             | 契約金額    |
|---------------------------|------------------|---------|
| とうきょう元気農場集出荷施設内のLED照明設置工事 | 令和4.8.4～令和4.9.30 | 499,400 |

（単位：円）

(5) 樹木等の管理について

東京障害者職業能力開発校は旧労働省の「東部職業訓練所」として職業補導を実施していた施設について、都が土地の私下げを受け、「東京身体障害者公共職業補導所」として廃止したもので、都が有地に国が施設を設置し、都が運営する施設である。

このため、平成29年度に国が老朽化した本館を改築した際に新たに植栽した樹木等と、改築前に都が独自に植栽した樹木等が混在している。

樹木等の管理について見たところ、次の状況が認められた。

(歳出)

ア 樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2によれば、委託契約については、随意契約によることができる予定価格の額は100万円未満であり、表8の契約では、50万円未満のものは、単数見積り、それ以外は3者見積りとなっている。

なお、「随意契約における単数見積りの取扱いについて」(令和2年10月22日付2財総経第1443号財務局長通知)によると、「随意契約のうち予定価格が50万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。(中略) 予定価格が50万円以上の契約については、単数見積り処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと。」とされている。

ところで、これらの契約は、いずれも道園業者であれば受託可能な、伐採、剪定及び草刈りである。草刈りについては、これまでの実績から、繁茂する場所及び時期を想定できる。また、剪定についても、年度当初に、いつ、どの樹木を剪定するか、ある程度計画を立てて行うことが可能である。

したがって、時期などによりある程度まとめて契約を締結する方が、予定価格が100万円以上の場合は、入札をしなければならず、50万円以上の場合、2人以上の者から見積書を徴することから競争性を確保できることとなり、併せて事務の効率化にもつながることとなる。

校が、樹木等の管理に係る契約について、その都度随意契約を行っていることは、適切でない。校は、樹木等の管理に係る契約を集約するなど計画的に実施されたい。

(産業労働局)

(財産)

イ 都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの

都有財産である樹木等については、「公有財産関係の条例及び規則の施行について(依命通達)」(昭和39年4月1日付39財管一発第149号。以下「通知」という。)により、収益目的であるもの又は都有地以外の土地にあるものについては種目ごとの台帳で管理し、それ以外のものについては土地の一部として取り扱うが、前記の種目に該当するものについては公有財産台帳

(土地) (以下「台帳」という。)の沿革欄に所要の事項(種目等)を記載して管理することとなっている。

しかしながら、校は、表8のとおり伐採を実施しているものの、平成13年12月7日に敷地内の樹木を台帳の沿革欄に登録して以降、更新がされておらず、適正でない。

校は、都有財産である樹木等について、通知に基づき、数量管理等を実施されたい。

(産業労働局)

(表8) 樹木等の管理に係る契約の状況

(単位：円)

| 項番 | 契約件名       | 契約期間                   | 契約内容                         | 契約金額    | 受託者 |
|----|------------|------------------------|------------------------------|---------|-----|
| 1  | 除草作業の委託    | 令和4.4.29<br>～令和4.5.31  | 草刈 1,640.0㎡                  | 276,500 | A   |
| 2  | 除草及び樹木剪定委託 | 令和4.7.22<br>～令和4.8.31  | 草刈 1,540.0㎡<br>強剪定(低木) 29.5㎡ | 418,000 | A   |
| 3  | 樹木伐採等委託    | 令和4.10.1<br>～令和4.11.10 | 草刈 1,464.5㎡                  | 979,000 | B   |
| 4  | 除草作業の委託    | 令和4.10.6<br>～令和4.11.10 | 草刈 1,600.0㎡                  | 263,000 | A   |
| 5  | 樹木剪定・伐採委託  | 令和5.1.12<br>～令和5.3.10  | 強剪定 28本<br>基本剪定 2本<br>伐採 2本  | 979,770 | C   |

(歳出)

(6) 農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの

農林水産部は、東京産農産物及び東京都 GAP (注) 認証農産物 (以下「GAP 農産物」という。)の普及や販路拡大を目的として、表9のとおり都心部百貨店における東京産農産物の販売・PR等を行う業務委託契約 (以下「東京産農産物販売契約」という。)及び都内の小売店舗における GAP 農産物の販売・PR等を行う業務委託契約 (以下「GAP 農産物販売契約」という。)を締結しており、契約内容はそれぞれ以下のとおりとなっている。

・東京産農産物販売契約

- ① 百貨店での東京産農産物の販売
- ② 百貨店と流通事業者との調整
- ③ 百貨店での販売額を拡大するための効果的な販促促進
- ④ 東京産農産物を百貨店で販売するに当たった課題分析
- ⑤ 販売を実施する百貨店付近での販路開拓
- ⑥ 報告書作成

・GAP 農産物販売契約

- ① PR企画に係る準備・運営業務
- ② 販売コーナーの設営・撤去
- ③ 販促ツール

- ④ SNS の発信
- ⑤ アンケート実施業務
- ⑥ 流通事業者との連携及び出荷者の取りまとめ
- ⑦ GAP 農産物の仕入れ・販売等の調整
- ⑧ 報告書作成

これらの契約の履行状況について確認したところ、次のような状況が認められた。

- ア 東京産農産物販売契約について、各百貨店の売場での PR のため、仕様書において1店舗当たり10回程度(延べ30日程度)、説明員による説明や調理人による調理例での PR により東京産農産物を宣伝することとしているが、実績報告書において、説明員等を配置したことは確認できたが、配置した店舗や日付等の一部を確認できないことから、説明員等の配置状況を改めて部に確認したところ、
  - ・一部の百貨店との調整がつかなかったため、8日間しか実施できていなかった。
  - ・説明員の配置が達成できなかったことから受託者は新たな店舗での販売を追加した。
 この場合、契約変更等の手続を行う必要があるが、仕様内容が変更となつたにもかかわらず契約変更等を行っていないことは適正でない。
- イ GAP 農産物販売契約について、各小売店舗の売場での PR のため、仕様書において月に4回程度(延べ20日程度)、販売員を立てて GAP 農産物を宣伝することとしているが、実績報告書において、説明員を配置した店舗や日付等の一部を確認できない。このように、仕様内容の履行状況について、書面等で確認できないにもかかわらず、部が検査を合格として委託料を支払っていることは適正でない。
- ウ GAP 農産物販売契約について、受託者は、流通事業者と連携し、生産者ごとに出荷品目、出荷数量、価格、出荷先、出荷予定日等を事前に調整・整理し、東京都に出荷計画を提出することとしているが、部はこれらの情報が記載された出荷計画の提出を受けておらず、実績報告書において生産者が各小売店舗に出荷した数量や価格等の実績が確認できない。このように、仕様内容の履行状況について、書面等で確認できないにもかかわらず、部が検査を合格として委託料を支払っていることは適正でない。

(産業労働局)

(注) GAP (Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)) とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するため、生産工程を適切に管理する取組をいう。

(表9) 契約の概要

| 項番 | 契約件名                                | 契約期間              | 契約金額       |
|----|-------------------------------------|-------------------|------------|
| 1  | 都心部百貨店舗における東京産農産物販売及び販売開拓支援に関する業務委託 | 令和4.6.10～令和5.3.31 | 20,482,000 |
| 2  | 東京都 GAP 認証農産物販売 PR 企画、実施運営等業務委託     | 令和4.5.27～令和5.3.31 | 4,794,678  |

(単位：円)

(歳出)

(7) 分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの

商工部及び金融部は、表10のとおり各々、公益財団法人東京都中小企業振興公社と委託契約を締結し、委託費用について、分割概算払により資金交付している。

そこで、概算払に関する事務処理について見たところ、以下の問題点が見られた。

- ア 分割概算払による適正な資金交付について
 

概算払は、表14のとおり、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便宜を与えるものであるから、概算で支払う額は、表15のとおり、必要最小限度にとどめなければならないとともに、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。

そこで、概算払による資金交付について見たところ、以下のとおり、多額の繰越金があるにもかかわらず、過大な交付により、精算額が多額となっている事例が認められた。

(ア) 医療機器産業参入におけるものづくり系中小企業支援業務委託  
商工部は、表11のとおり、精算において、第4四半期の交付額(1,638万7,337円)を超える1,689万6,635円を返納させていることが認められた。

(イ) 令和4年度中小企業高度化事業診断及び指導業務に関する委託  
金融部は、表12のとおり、精算において、第4四半期の交付額(577万1,372円)と同程度の514万5,521円を返納させていることが認められた。

これらは、同部による財団から提出された各四半期の執行状況報告及び次期所要額に対する確認・精査が十分に行われていないことに起因しており、交付金額の残額、請求時期や支払時期等を考慮し適時適切な資金交付を行う必要がある。
- イ 分割概算払における実施業務の報告状況について
 

商工部は、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づき、中小企業の経営革新計画の一層の促進を図るため、表10のとおり、経営革新計画点検業務を委託により実施している。本契約の業務内容は、仕様書において、①計画実現のための指導助言、②計画書の申請の受付、

③審査会資料の作成等として、四半期終了後10日以内に、実施業務について報告することとしている。

この業務実施状況について見たところ、表13のとおり、第1四半期から第3四半期の報告が、各四半期終了後10日以内に提出されていないことが認められた。

本契約は、その経費について、四半期ごとの概算払により交付することとし、交付に当たっては、四半期ごとの業務執行状況を確認することとなっているにもかかわらず、仕様書の定めに基づき各四半期終了後10日以内に報告されていない状況を看過しており、適正でない。

両部は、分割概算払の資金交付に関する事務処理を適正に行われない。

(産業労働局)

(表10) 契約の概要

| 項番 | 契約件名                         | 契約期間             | 契約金額       | 契約相手方             |
|----|------------------------------|------------------|------------|-------------------|
| 1  | 医療機器産業参入におけるものづくり系中小企業支援業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 68,184,325 | 公益財団法人東京部中小企業振興公社 |
| 2  | 令和4年度中小企業高度化事業診断及び指導業務に関する委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 28,924,086 |                   |
| 3  | 経営革新計画点検業務委託(都内全域)           | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 13,843,000 |                   |

(単位：円)

(表11) 医療機器産業参入におけるものづくり系中小企業支援業務委託に関する概算による資金交付の状況

| 四半期   | 請求日      | 計画額        | 交付額        | 執行額        | 残額(注)      |
|-------|----------|------------|------------|------------|------------|
| 第1四半期 | 令和4.6.3  | 17,705,663 | 17,705,663 | 14,167,212 | 3,538,451  |
| 第2四半期 | 令和4.8.4  | 16,385,663 | 16,385,663 | 11,729,786 | 8,194,328  |
| 第3四半期 | 令和4.11.4 | 17,705,662 | 17,705,662 | 10,955,187 | 14,944,803 |
| 第4四半期 | 令和5.2.6  | 16,387,337 | 16,387,337 | 14,435,505 | 16,896,635 |

(単位：円)

(注) 第1四半期から第3四半期までは、残額を全て次期に繰り越し、第4四半期は精算・返納している。

(表12) 令和4年度中小企業高度化事業診断及び指導業務に関する委託に関する概算による資金交付の状況

| 四半期   | 請求日       | 計画額       | 交付額       | 執行額       | 残額(注)     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1四半期 | 令和4.6.6   | 9,533,470 | 9,533,470 | 5,446,686 | 4,086,774 |
| 第2四半期 | 令和4.8.10  | 6,809,622 | 6,809,622 | 4,464,194 | 6,432,202 |
| 第3四半期 | 令和4.11.11 | 6,809,622 | 6,809,622 | 6,965,735 | 6,276,089 |
| 第4四半期 | 令和5.2.3   | 5,771,372 | 5,771,372 | 6,901,940 | 5,145,621 |

(注) 第1四半期から第3四半期までは、残額を全て次期に繰り越し、第4四半期は精算・返納している。

(表13) 経営革新計画点検業務委託(都内全域)に関する報告の提出状況

| 四半期   | 報告書提出日     | 備考              |
|-------|------------|-----------------|
| 第1四半期 | 令和4年8月3日   | 第2四半期の交付額請求時に提出 |
| 第2四半期 | 令和4年11月15日 | 第3四半期の交付額請求時に提出 |
| 第3四半期 | 令和5年2月3日   | 第4四半期の交付額請求時に提出 |
| 第4四半期 | 令和5年3月31日  | 精算書類提出時に提出      |

(表14) 東京都会計事務規則第83条第1項及び第5項

第八十三条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。  
 十三 前各号に掲げるもののほか、概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの  
 略  
 5 局長又は所長は、(略)分割して概算払をする場合において、会計管理者が別に定めるものについては、その都度の精算を省略させることができる。この場合において、概算払を受けた者が現に有する残金は、返納させることなく、次回に繰り越しさせることができる。

(表15) 『東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく『会計管理者が別に定めるもの』について』(平成11年4月1日付10出総第2050号)

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費  
 規則第83条第4項(注)に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすものの中から、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。  
 (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。  
 (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。  
 (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。  
 (注) 東京都会計事務規則では改正により第5項となっているが、通知文では第4項のままとなっている。

(繰出)

(8) フライナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行うべきもの

金融部は、債権情報の管理等を目的としたシステムに必要な機器等の借入れを行うため、表16のとおり、フライナンス・リース契約を締結している。  
 とところで、フライナンス・リース契約における月額の契約目途額の積算に当たっては、リースと保守の性質が異なることを前提として、各機器等の価格の合計に月額のリース料率を乗じて月額のリース料を、保守対象の機器の価格に保守料率を乗じる等により月額の保守料をそれぞれ算定する必要がある。  
 そこで、部が行った積算について見たところ、サーバーに係る保守料について、表17のとおり、上記で述べたものとは異なる方法により算定していることが認められた。

この結果、表18のとおり、契約目途額が賃貸借期間の総額で14万9,520円(監査事務局試算) 過少となっており、適正でない。

部は、ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表16) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名               | 契約期間                          | 契約金額<br>(月額) 44,928<br>(総額) 2,695,680 |
|--------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 債権管理システムに係る機器等の借入れ | 平成30.12.1～<br>平成35(令和5).11.30 |                                       |

(表17) 契約目途額の算定方法の違い

| 監査事務局試算方法 | 保守対象の機器価格 × 保守料率(月額) ÷ 12月       |
|-----------|----------------------------------|
| 部の積算方法    | 保守対象の機器価格 × リース料率(月額) × 保守料率(年額) |

(表18) 契約目途額の算定結果

(単位：円)

| 項目            | 部積算①      | 監査事務局試算②  | 差額(①-②)   |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 月額            | 53,670    | 56,162    | △ 2,492   |
| 総額(賃貸借期間60か月) | 3,220,200 | 3,369,720 | △ 149,520 |

(その他)

(9) 製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの

消防法施行令(昭和36年政令第37号)により消火器の設置が義務付けられている建物(防火対象物)においては、製造年から10年を経過した消火器について耐圧性能試験(注)を実施しなければならぬとされている。

ところで、城東職業能力開発センター江戸川校が実施した表19の契約における点検結果報告書を確認したところ、校が管理する消火器71本のうち、平成23年に製造された消火器69本について、監査日(令和5年5月16日)現在、製造年から10年を経過しているにもかかわらず耐圧性能試験や交換を行っておらず、適正でない。

校は、製造年から10年を経過した消火器について適正に対応されたい。

(産業労働局)

(注) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書」に添付する点検表の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)に基づくもの

(表19) 契約の概要

(単位：円)

| 契約件名         | 契約期間             | 契約金額    |
|--------------|------------------|---------|
| 消防用設備等点検保守委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 658,350 |

中央卸売市場

1 指図書事項 (財産)  
(重点監査事項) (財産)

(1) 遊休施設の管理について

市場は、令和4年3月30日に公表した東京都中央卸売市場経営計画において、持続可能な市場経営のため、遅くとも2040年代の市場会計における経常収支黒字化を目指すとしており、そのための経営改善策として、財務基盤の強化を図ることが重要であるとしている。

市場は、これまでも財務基盤の強化を図るため、遊休施設の有効活用による使用料の増加などに取り組んできたとしており、経営計画に先立って、平成15年5月に「市場施設の利活用について(通知)」(15中管財第93号。以下「利活用通知」という。)を发出し、表1のとおり、遊休施設の利活用を積極的に推進することにより、使用料収入の確保、市場利用者の利便性の向上及び市場の活性化を図ることとした。

利活用通知の問題意識は、流通環境の急速な変化や長引く景気の低迷により、各場において、市場関係業者の統廃合や経営合理化の結果、長期間にわたって使用されていない施設(以下「遊休施設」という。)が増加しており、このまま適切な対応がなされなければ市場の整備や運営に必要な使用料収入も大きく減少することが危惧されるというものである。

ところで、管理部は、各場の遊休施設について、施設ごとの事情や活用難度をはかり、利活用方針の参考とするために、毎年、遊休施設の状況について調査(以下「遊休施設調査」という。)を行っているが、直近の調査結果(調査時点令和4年1月1日現在)について見たところ、次の状況が認められた。

(表1) 利活用通知に記載している遊休施設の利活用の方策

| 項目  | 説明   |
|---|--|
| 1 空き施設についての情報公開と利用促進<br>2 使用許可範囲の拡大<br>(1) 売買参加者等に対する使用許可 | 1 空き施設の状況について揭示、通知等により市場業者・関係団体等に対し情報を提供し、使用者の募集を積極的に行う。<br>2<br>(1) 市場施設は、原則的に、卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び市場関係団体に限定して使用を許可してきたが、当該市場の事業と密接に関連する業務を行う者に対しても使用を許可することができる。<br>(2) 他市場の業者に対しても、例えば場外保管場所等として使用を許可することができる。 |
| 3 施設の集約と転用  | 3 点在する遊休施設を集約し、当該市場において必要とされる付加価値施設(コールボックス対応施設等)への転用や市場用地の貸付制度による利用を図る。   |
| 4 市場用地の活用   | 4 未利用地等についても、買出人などの利用に留意しつつ有効活用を図る。  |
| 5 行政財産の目的外使用等の検討  | 5 以上の方法によっても使用されない施設については、行政財産の目的外使用や普通財産としての貸付等による方法を検討する。  |

ア 募集条件を整理し揭示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行うべきもの

利活用通知においては、表1の1のとおり、「空き施設の状況について揭示、通知等により市場業者・関係団体等に対し情報を提供し、使用者の募集を積極的に行う。」としている。

また、表1の2(2)のとおり、卸売業者、仲卸業者など場内の市場業者等に限定することなく、他市場の業者に対しても、例えば場外保管場所等として使用を許可することができるが規定している。当該使用許可について、部は、優先順位を設けて実施としている。

しかしながら、葛西市場において「活用可能施設」とされている表2の遊休施設の募集方法について確認したところ、

① 機会をとらえて場内の事業者に声掛けをしているものの、空き室の状況について揭示、通知等による継続的な情報提供が実施できておらず、利活用通知に則った募集方法とはなっていない。

また、他市場の業者に対する募集など、優先順位に応じた募集を積極的に検討していない

② 使用許可に当たって間仕切りの条件等をあらかじめ検討することにより、規模の小さい事業者に対しても円滑な使用許可が可能であるにもかかわらず、2部屋分の大きな面積の施設の募集において、間仕切りの条件等を検討しておらず、監査日(令和5年1月19日)現在、部との協議を行っていない状況となっていた。

当該事例は、返還から20年を超えるものも含まれていることを考えると、少しでも早く使用されるよう積極的な取組が求められる。場は、遊休施設の利用者の募集に当たっては、利活用通知に基づいて、部と連携し、揭示・通知等により継続的な情報提供を行うとともに、他市場の業者への募集など優先順位に応じた募集を積極的に検討すること及び間仕切りの条件等について検討することなど、募集条件を整理した上で有効な募集を行うことが必要である。

場は、部と連携しながら、条件を整理し、揭示、通知等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行われたい。

(中央卸売市場)

(表2) 「活用可能施設」とされた遊休施設(葛西市場)

| 項番 | 施設名称            | 面積<br>(㎡) | 返還<br>年月日 | 取扱<br>種別 | 募集<br>状況 | 使用に際しての課題                        |
|----|-----------------|-----------|-----------|----------|----------|----------------------------------|
| 1  | 管理棟4階<br>2号事務室B | 119.0     | H13.6.30  | 青果部      | 募集中      | 2部屋分の面積及び廊下部分と一体となっているため、間仕切りが必要 |
| 2  | 管理棟4階<br>2号事務室A | 55.7      | H22.10.31 | その他      | 募集中      | 2部屋分の面積及び廊下部分と一体となっているため、間仕切りが必要 |

イ 速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの  
市場施設の使用が終了した場合、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）において、知事の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならないことが定められている。

ところで、大田市場において、遊休施設調査の調査時点で活用対象ではない施設である「非活用施設」のうち、「調整の必要あり」とされていた案件について見たところ、破産による施設返還後も、造作や什器が残っている状況が続いた結果、什器撤去までに約14年を要した事例が表3のとおり6件（事業者数2事業者）認められた。

監査日（令和5年11月17日）現在、原状回復はされているものの、本来、このような場合には、適切な市場管理として速やかに原状回復を行うことが必要である。また、原状回復に長期間を要したことから、その間の調整状況について確認したところ、14年間の経緯を確認できる資料も存在しないなど、「調整」の経緯の記録が十分に残されていない状況であった。

速やかな原状回復は、使用者のみならず市場管理者の責務でもあり、原状回復に向けた調整経過は欠くことができない資料である。速やかな原状回復に向けて、円滑な調整に資するよう必要な記録を残すなど、場は、市場施設の適切な管理を行われない。

(中央卸売市場)

(表3)「調整の必要あり」とされた遊休施設（大田市場）

| 項番 | 施設名称              | 面積 (㎡) | 事業者名 | 業種 | 返還年月日    | 返還理由 | 什器等撤去時期 | 什器等撤去主体 |
|----|-------------------|--------|------|----|----------|------|---------|---------|
| 1  | 水産棟 B-13<br>2階事務室 | 22.1   | A    |    |          |      |         |         |
| 2  | 店舗                | 28.1   |      |    |          |      |         |         |
| 3  | 水産棟 B-14<br>2階事務室 | 22.1   | B    | 仲卸 | H20.3.27 | 破産   | R4.3.25 | 都       |
| 4  | 水産棟 B-14<br>店舗    | 28.1   |      |    |          |      |         |         |
| 5  | 水産棟 B-15<br>2階事務室 | 22.1   |      |    |          |      |         |         |
| 6  | 水産棟 B-15<br>店舗    | 28.1   |      |    |          |      |         |         |

ウ 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの

市場は、経営計画及び有効活用通知（以下「経営計画等」という。）により、遊休施設の有効活用に取り組んでいるが、前述ア及びイの事例に見られるように、複数の解消すべき課題が認められた。遊休施設調査を踏まえた部の対応について確認したところ、毎年各場の報告内容については、必要に応じて個別に対応してきたとしているが、経営計画等に則った有効活用をより実効あるものとするために、各場との連携を更に深めた上で、部が適時適切な指導を行うなど、取組を一層強化する必要がある。

部は、経営計画等に則った有効活用を一層強化されたい。

(中央卸売市場)

(支出)

(2) 業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

事業部では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、豊島市場ほか7市場におけるポンプ設備点検等を行うため、表4の契約を締結しており、内容は表5のとおりとなっている。

部は、仕様書において、各点検の完了後速やかに報告書、業務写真等を提出することとし、ポンプ設備点検においては、1台ごとに20項目の点検結果を記載し提出するよう規定している。ところで、受託者から提出されたポンプ設備点検報告書（以下「報告書」という。）を見たところ、8市場のうち2つの市場について、表6のとおりの問題点が見受けられた。

部は、各市場での点検に際し、職員も同行し点検が行われ不具合の項目は無かったことを確認したとしている。

しかしながら、提出された報告書では点検結果が確認できないにもかかわらず、検査完了として契約代金を支払っていることは適正でない。

部は、業務委託契約に係る履行確認を適正に行われない。

(中央卸売市場)

(表4) 契約の概要

| 契約件名               | 契約期間             | 契約金額      |
|--------------------|------------------|-----------|
| 中央卸売市場ビル管理法規関係業務委託 | 令和4.4.1～令和5.3.31 | 2,200,000 |

(単位：円)

(表5) 委託の内容

| 項番 | 作業項目            |
|----|-----------------|
| 1  | 貯水槽清掃点検・排水槽点検   |
| 2  | ポンプ設備点検         |
| 3  | 飲料水・雑用水水質検査     |
| 4  | 空気環境測定          |
| 5  | 簡易専用水道検査        |
| 6  | 建築基準法第12条に基づく点検 |

(表6) 報告書の提出等の状況

|  |
|--|
| 豊島市場 (4台中4台のポソフ)   |
| ・未提出 (1台)<br>・提出された報告書には、点検結果が記載されていない。(2台)<br>・提出された報告書記載のポソフは、仕様書に規定するポソフとメーカー、機器型式等が相違しており合致しない。(1台)            |
| 淀橋市場 (9台中6台のポソフ)   |
| (総合事務所)<br>・未提出 (1台)<br>・提出された報告書には、点検結果が記載されていない。(2台)<br>・提出された報告書記載のポソフは、仕様書に規定するポソフとメーカー、機器型式等が相違しており合致しない。(1台) |
| (卸売場)<br>・提出された報告書には、点検結果が記載されていない。(1台)<br>・提出された報告書記載のポソフは、仕様書に規定するポソフとメーカー、機器型式等が相違しており合致しない。(1台)                |

(支出)

(3) フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

事業部では、大田市場会場館の解体に伴い、表7のとおり、廃棄する冷蔵庫等からのフロングスの回収及び破壊業務を委託している。当該委託契約では、フロン類充填回収業者（以下「受託者」という。）が回収し、受託者が依頼した破壊業者が破壊処理を実施するものとなっている。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）によると、受託者は、破壊業者が作成する破壊証明書の送付を受けたときは、遅滞なく廃棄等実施者である部に回付しなければならないとされている。

また、契約の仕様書では、受託者は、破壊日・処理量等破壊処理状況を証明する、破壊管理票等の書面を部へ交付することとされている。

そこで、破壊処理が適正に行われているか確認したところ、監査日（令和5年1月23日）現在、仕様書の破壊管理票等にあたる破壊証明書を受託者から徴取していないことが認められた。

部が、監査質疑を受けて、監査日に受託者から破壊証明書を徴取し、破壊処理がされていることとは確認できたものの、部が破壊証明書を徴取せず、破壊処理が行われたか履行確認をせずに支払をしたことは適正ではない。

部は、フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行われた。

(中央卸売市場)

(表7) 契約の概要

|                            |                   |         |
|----------------------------|-------------------|---------|
| 契約件名                       | 契約期間              | 契約金額    |
| 大田市場会場館冷蔵庫等フロンガス回収及び破壊業務委託 | 令和4.4.21～令和4.5.31 | 759,000 |

(単位：円)

建設局

1 指筒事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 都立公園等におけるナラ枯れ対策について

ナラ枯れとは、カシノナカキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介するナラ枯れ菌に感染した樹木が9月頃に枯死するものである。ナラ枯れの被害を受ける樹種は、表1のとおりである。「ナラ枯れ被害対策マニュアル(改訂版)（平成27年3月一般社団法人日本森林技術協会。以下「ナラ枯れマニュアル」という。）によると、カシナガは、図1のとおり、7、8月に木の根元付近に侵入して木のうみに蓄えた酵母菌を穿孔孔内で繁殖させ、その酵母菌を食べて幼虫が成長するが、その際に、ナラ枯れ菌も持ち込んでおり、ナラ枯れ菌が孔道内で繁殖し、9月には枯死させる。枯死した樹木には、数百から数千の穿孔孔が認められることが分かっている。

枯死した樹木で新しく成虫となったカシナガは、1穿孔当たり数十から数百に及び、翌年6月に周辺の樹木に移動するため、翌年度はより多くの樹木が枯死することとなり、感染の拡大は急速なものとなる。

特に、樹齢50年以上胸高直径30cm以上のコナラ・ミズナラ（以下「コナラ等」という。）の大径木は感染すると枯死しやすい一方、直径10cmまでのコナラ等ではカシナガが繁殖できないこと、常緑樹は落葉樹と比較して枯死しにくいことが知られている。

ナラ枯れは、昭和50年代以降日本海側を中心に被害が拡大するようになり、令和元年度には、都においても被害が見られるようになってきている。

ナラ枯れによって枯死した樹木は、急速に幹が腐食して倒れることがあり、極めて危険である。実際に、公益財団法人東京動物園協会が指定管理者として管理する多摩動物公園七生地区において、全枯れしたコナラが倒れ、公園のベンチを破壊する事故が起こっている。

そこで、都立公園等におけるナラ枯れ対策について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

(表1) ナラ枯れ被害を受ける樹種

| 区分     | 落葉樹                         | 常緑樹   |
|--------|-----------------------------|---|
| コナラ属   | ミズナラ、コナラ、クヌギ、ナラガシラ、カシラ、アベマキ | イチイガシ、アヲカシ、ハナガシ、シラカシ、ウバメガシ、ウラジロガシ、アカガシ、ツクバネガシ |
| クリ属    | クリ                          |   |
| シイ属    |                             | シラカシ、スダジイ                                     |
| マテバシイ属 |                             | マテバシイ   |